

地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

1 目的

地域包括支援センターの業務は、高齢者や関係機関等からの幅広い相談・支援から、介護予防に関する取り組み・支援、地域ネットワークの構築と、多岐に渡っている。

そのため、「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。

なお、自己点検表及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。

2 地域包括支援センターの自己点検表について

地域包括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

- ① 地域包括支援センターの運営体制
- ② 総合相談支援業務
- ③ 高齢者虐待・権利擁護対応
- ④a 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④b 地域ケア個別会議
- ⑤ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

3 実施方法

(1) 地域包括支援センターの自己点検表の作成

各センターが評価項目毎に自己点検を行う。

センターの自己点検を実施するにあたっては、センターの職員全員がそれぞれ自らの状況を振り返った後に、全員で確認し合い、センターとしての自己点検表を作成する。

(2) 地域包括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を具体的かつ簡潔に記載する。

※センターとして取り組むべき目標や内容は、職員で十分に話し合った上で作成してください。

(3) 統括支援センターへ、自己点検表及び運営方針を提出

統括支援センターへ自己点検表及び運営方針を提出し、実施状況等を報告する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

(4) 自己点検表等の確認

統括支援センターは、提出された自己点検表及び運営方針の書面内容を確認の上、実施状況や現状等必要な事項について、各地域包括支援センター職員に確認する等により、内容の精査を行う。

(5) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、区内センターの自己点検表及び運営方針（今年度分と次年度分）をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

(6) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

4 自己点検表の作成について

(1) 自己点検評価基準

「地域包括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

a できている（3点）

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

b ほぼできている（2点）

評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。

c まだ不十分（1点）

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

(2) 判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

評価基準の構成

評価領域		評価分類	評価分類数	評価項目数
I 地域包括支援センター運営体制 【運営マニュアル2訂 p57～103】	評価の内容 地域包括支援センターが、地域のネットワークの拠点として、総合相談支援、高齢者虐待対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、統括支援センターや他職種と連携し、情報共有や支援が行われる体制となっているか。	1 地域包括支援センターの体制に関すること	1	3
		2 統括支援センターとの連携	2	4
		3 チームアプローチの実行	1	3
		4 個人情報保護	1	4
II 総合相談支援業務 【運営マニュアル2訂 p105～149】	評価の内容 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを相談等に基づき幅広く把握し、保健・医療・福祉・介護の適切な制度・サービス利用につなげていく等の支援を行っているか。	1 初期段階での相談対応	1	3
		2 専門的・継続的相談支援	5	14
		3 地域におけるネットワークの構築	2	10
		4 地域住民の実態把握	1	3
III 高齢者虐待・権利擁護対応 【運営マニュアル2訂 p151～213】	評価の内容 地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、虐待発生またはそのおそれのある時に、制度やサービスを有効活用するなど、ニーズに即した迅速な対応がなされているか。	1 高齢者虐待・権利擁護への対応	5	16
IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務 【運営マニュアル2訂 p215～235】	評価の内容 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、かかりつけ医をはじめ、ケアマネジャー、地域の関係機関等の連携によって、個々の高齢者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行えるための体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行っているか。	1 個々の高齢者を継続的に支援していくための支援体制の構築業務	1	4
		2 介護支援専門員に対する個別支援	2	6
IVb 地域ケア個別会議 【運営マニュアル2訂 p228 p78～94】	評価の指標 地域包括ケア体制構築のために、地域ケア会議の一つである地域ケア個別会議を効果的に開催すると同時に個別及び地域の課題解決のために活用しているか。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために活用されているか。	1 地域ケア個別会議の構成・運営	1	3
		2 地域ケア個別会議の活用	1	7
V 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 【運営マニュアル2訂 p237～298】	評価の内容 生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重症化予防についての意識や意欲を高め、できるだけ自立した生活が送れるよう支援しているか	1 一般介護予防事業	1	5
		2 予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメント	3	11
			上記項目数	上記項目数
			28	96

統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

1 目的

統括支援センターの業務は、地域包括支援センターに関する事務の管理、虐待や困難事例への対応支援、市民からの直接的な総合相談への対応など多岐に渡っている。また、統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実に図ることができる。

そのため、統括支援センターの業務のうち、地域包括支援センターの業務の円滑化と質の向上を図る上で不可欠な「区内の地域包括支援センターの業務支援と地域とのネットワーク構築支援」が適切に行われているかを確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、自己点検及び運営方針を作成する。

2 統括支援センターの自己点検表について

統括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

① 地域包括支援センターの業務支援

地域包括支援センターにおける「困難事例対応」「苦情対応」「緊急対応」「組織マネジメント」が適切に実施されるよう業務支援を行うこと。

② 地域とのネットワーク構築支援

地域包括支援センターの業務が円滑に実施されるよう、「関係者（団体）との情報共有」「地域のケアマネジャーとの情報共有」「包括ケア会議の活用」などを適切に行うこと。

3 実施方法

(1) 統括支援センター自己点検表の作成

地域包括支援センターの自己点検表及び運営方針を参考にし、地域包括支援センター担当係長を中心に、統括支援センター職員（主任介護支援専門員、社会福祉士）と協議のうえ、自己点検表を作成する。

(2) 統括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度の運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を、具体的かつ簡潔に記載する。

(3) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、地域包括支援センター・統括支援センターの自己点検表及び運営方針をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

(4) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

4 自己点検表の作成について

(1) 自己点検評価基準

「統括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

a できている（3点）

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

b ほぼできている（2点）

評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。

c まだ不十分（1点）

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

（2）判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

地域包括支援センターの自己点検と運営方針

1-1 令和元年度の自己点検

<自己点検とは>

各センター職員が業務運営方針を作成するため、自らの業務を3段階（できている、ほぼできている、不十分）で自己点検したもの。

<パーセンテージでの表記について>

複数ある点検項目の結果を理解しやすいよう、全ての点検項目で「できている」場合を100%として点検結果をパーセンテージで表した。

<パーセンテージの比較>

職員自らの判断で点検したものであり、また、センター別に地域特性等に違いがあるため、センターを越えて比較することは適さず、センターごとの比較に適すもの。

パーセンテージの目安

100%：全ての点検項目ができている

84%：項目のうち、半数はできており、半数がほぼできている

63%：項目のうち、1/3はできており、1/3はほぼできている、1/3はまだ不十分

44%：項目のうち、1/3はほぼできている、2/3はまだ不十分

※網掛け：80%未満のもの

(%)

包括	項目数	自己点検項目															
		I 地域包括支援センターの運営体制				II 総合相談支援業務					III 高齢者虐待対応	IVa 包括的・継続的ケアマネジメント		IVb 地域ケア個別会議		(5) 介護予防ケアマネジメント	
		地域包括支援センター	統合支援センター	チームアプローチ	個人情報保護	初期相談対応	専門的支援・継続的	地域のネットワーク	地域住民の実態把握	構築		個々の高齢者への継続支援体制	介護支援専門員の個別支援	会議の構成・運営	会議の活用	一般介護予防事業	予防ケア付与及び介護
3	4	3	4	3	14	10	3	16	4	6	3	7	5	11			
門1	H3O	78	83	100	100	89	81	83	89	98	100	78	100	86	80	100	
	R元	78	83	100	100	100	90	93	89	100	100	83	100	95	80	100	
門2	H3O	78	100	67	100	67	86	67	67	88	100	89	100	81	80	94	
	R元	67	100	89	83	67	81	67	67	88	92	89	100	81	80	94	
門3	H3O	78	100	100	100	100	88	83	89	100	100	94	100	81	80	97	
	R元	78	92	100	100	100	90	90	89	100	100	89	100	86	80	97	
小北1	H3O	78	92	89	100	100	93	77	89	94	83	78	78	86	80	100	
	R元	78	100	100	100	100	90	90	100	94	83	89	100	95	93	100	
小北2	H3O	78	100	100	100	100	76	73	89	85	83	78	100	95	80	97	
	R元	78	100	100	100	100	81	70	100	94	92	78	100	100	93	100	
小北3	H3O	100	100	89	100	89	95	80	100	94	100	78	100	100	93	100	
	R元	100	100	89	100	89	95	87	100	100	100	83	100	100	93	100	
小北4	H3O	78	100	100	83	100	93	83	89	100	92	94	100	95	67	97	
	R元	78	100	100	100	100	95	87	89	100	100	94	100	100	87	100	
小南1	H3O	100	100	100	100	100	93	87	100	100	100	89	100	95	87	100	
	R元	100	100	100	100	100	95	87	100	100	100	89	100	95	87	100	

包括	自己点検項目															
	I 地域包括支援センターの運営体制					II 総合相談支援業務				III 高齢者虐待対応	IVa 包括的・継続的ケアマネジメント		IVb 地域ケア個別会議		(5) 介護予防ケアマネジメント	
	地域包括支援センターの体制	統計支援センターとの連携	チームアプローチ	個人情報保護	初期相談対応	専門的・継続的相談支援	地域ネットワークの構築	地域住民の実態把握	構築		個人の継続支援体制	介護支援専門員の個別支援	会議の構成・運営	会議の活用	一般介護予防事業	予防ケアマネジメント
										項目数						
小南2	H30	89	100	100	100	100	100	77	78	100	100	89	100	95	87	100
	R元	89	100	100	100	100	98	73	89	96	100	89	100	90	73	100
小南3	H30	89	100	100	100	100	93	87	100	98	92	94	100	90	100	100
	R元	89	100	100	100	100	98	93	100	98	100	94	100	95	100	100
小南4	H30	78	83	100	100	100	93	70	100	100	92	83	100	90	87	100
	R元	78	83	100	100	100	100	83	100	100	100	83	100	90	87	100
小南5	H30	100	100	100	100	100	93	80	100	100	83	72	100	95	100	97
	R元	89	100	100	100	100	100	93	100	100	83	78	100	100	87	100
若1	H30	78	100	89	100	100	88	83	100	94	100	89	100	81	93	100
	R元	100	100	100	100	100	100	87	100	100	100	100	100	100	100	100
若2	H30	78	100	100	100	100	100	83	100	92	100	100	100	90	100	100
	R元	89	100	100	100	100	100	93	100	98	100	89	100	95	93	100
八東1	H30	78	100	100	100	100	95	90	89	96	83	83	100	81	93	100
	R元	78	100	89	100	89	88	87	100	98	100	89	100	86	87	100
八東2	H30	89	100	100	100	100	95	93	100	100	83	78	100	95	93	88
	R元	89	100	100	100	100	95	93	100	98	92	89	100	95	93	91
八西1	H30	78	100	100	100	100	90	77	100	96	100	94	100	100	87	100
	R元	100	100	100	100	100	100	93	100	100	100	100	100	95	100	100
八西2	H30	78	100	100	75	100	90	90	100	100	100	100	100	95	87	100
	R元	89	100	89	100	89	95	87	100	100	100	100	100	95	93	100
八西3	H30	89	100	100	100	100	81	70	89	100	92	100	100	90	80	100
	R元	78	100	100	100	100	93	77	100	100	100	100	100	100	73	100
八西4	H30	78	100	100	100	100	95	87	100	100	93	100	100	90	87	100
	R元	78	100	100	100	100	98	87	100	100	100	100	100	95	100	100
八西5	H30	67	100	100	100	100	83	83	100	98	92	100	100	95	87	100
	R元	78	100	100	100	100	88	83	100	98	100	100	100	100	80	100
八西6	H30	78	100	100	100	100	95	87	100	96	100	94	100	95	80	100
	R元	89	100	100	100	100	95	87	100	96	100	100	100	95	80	100
戸1	H30	78	92	100	100	100	88	80	100	100	100	78	100	95	87	100
	R元	78	92	100	100	89	95	83	89	100	100	78	100	95	93	100
戸2	H30	67	100	100	100	100	93	87	100	98	100	78	100	95	80	97
	R元	78	100	100	100	100	95	87	100	98	100	78	100	95	80	97

1-2 地域包括支援センターの運営方針

I 地域包括支援センター運営体制

自己点検項目	現状と課題	現状を踏まえた重点目標	具体的取り組み
地域包括支援センターの体制	○大規模な自然災害が予測される中、災害時の対応について地域のニーズの把握や情報収集、災害に関する啓発活動、職員間での情報共有が十分でない。	○災害に備えて地域の情報収集を行い、職員間で情報を共有し整理する。	○圏域のハザードマップを活用して地域の会議やサロンで啓発できるよう準備する。
統括支援センターとの連携	○統括支援センターとの情報共有や困難事例の相談は適宜実施している。 ○日頃から相談内容や対応について情報共有を実施しているが、情報共有や支援方針の共有が不十分なことがある。	○相談内容及び対応についてタイムリーに情報共有や協議を行い、支援方針を決定する。	○毎朝のミーティングを定例で実施し、相談内容を報告、協議し、今後の方針を決定する。 ○協議においては職種の専門性を踏まえて意見交換を行い、支援方針を決定していく。 ○統括支援センターとの情報共有を定例で継続し、対応困難事例について支援を依頼する。
チームアプローチ			

II 総合相談支援業務

自己点検項目	現状と課題	現状を踏まえた重点目標	具体的取り組み
初期段階での相談対応	○毎朝の情報共有を行い、ケースの情報共有や今後の方針などを話し合うことができている。	○職員自身が自らのアセスメント能力向上を図る。 ○対応後には速やかに記録を行うようにし、職員間で情報を共有する。	○日々の情報共有や統括支援センターとの連携を図る。 ○地域包括支援センター運営システムを定期的に確認し、記録の漏れの無いようにする。
専門的・継続的相談支援	○独居や高齢者のみの世帯が増え、認知症が進行したケースでは問題解決が困難。	○地域で支援が必要な高齢者（認知症高齢者等）を支えていく基盤が整う。	○地域ケア個別会議を活用し支援方針を決定する。 ○病院ソーシャルワーカーやケアマネジャーと事例を通じて意見交換する。
地域ネットワークの構築	○本人や家族が複数の課題を抱えており、支援の困難さが目立つ事例が増えている。地域から孤立している事例も多く、多職種や多機関との連携が必要である。	○地域包括支援センター内での情報共有と対応協議を行う。 ○地域支援コーディネーターと連携しサロンや地域の代表者が集まる場に出向き、情報提供や情報共有を行う。 ○関係機関と連携の場を設ける。	○民生委員・児童委員協議会の地区会議やふれあいネットワークの連絡調整会議に出席し関係づくりをする。 ○圏域単位でのケアマネジメント研修会を行い、情報交換を行う。

Ⅲ 高齢者虐待・権利擁護対応

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
高齢者虐待・権利擁護対応	<p>○問題が複雑で養護者に拒否があると十分な支援につながりにくい。</p> <p>○複数の課題を有する事例は地域から孤立していることが多く、多職種・多機関及び地域との連携を図る必要があるが、十分な情報交換ができていない。</p>	<p>○関係機関と連携を図り、迅速で適切な対応を行う。</p> <p>○早急な対応が必要な中でも、対応の質を担保できるよう支援方針を職員間で共有する。</p> <p>○関係機関との情報交換の場を設ける。</p>	<p>○養護者に複雑な問題がある場合は、必要な相談機関と連携し、養護者支援に努める。</p> <p>○地域包括支援センター内で情報共有及び対応の検討を行い、必要に応じて協議の場を設ける。</p> <p>○民生委員児童委員協議会、連絡調整会議、ケアマネジメント研修会等、様々な機会を通じて高齢者虐待防止や権利擁護等の理解について啓発する。</p>
	<p>○居宅のケアマネジャーからの虐待相談が増加しているが、虐待事例であっても通報が遅れる事業所がある。</p>	<p>○虐待に発展しないようにその前の段階で相談、対応ができるようにする。</p> <p>○ケアマネジャーや地域に対して啓発を継続し早期発見に努める。</p>	<p>○ケアマネジャー研修会等において虐待や関連する事業（成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等）について啓発を行い、ケアマネジャーの対応力の向上を図る。</p>

Ⅳa 包括的・継続的ケアマネジメント業務

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
支援体制の構築業務	<p>○地域ケア個別会議にて居宅ケアマネジャーからの事例提供を得てケース検討を行う機会を持つことができた。</p>	<p>○介護支援専門員の支援等、介護の質の向上に向けた取り組みを積極的に行う。</p> <p>○居宅介護支援事業所の情報を把握する。</p>	<p>○ケアプランの原案確認の際にケアマネジャーと情報交換を行う。</p> <p>○地域ケア個別会議への事例提供を依頼する。</p>
介護支援専門員の個別支援	<p>○利用者のニーズが多様化し、ケアマネジャーからの相談対応に時間を要することが増えた。</p>	<p>○ケアマネジメント研修への参加を勧奨する。</p> <p>○地域ケア個別会議を有効活用する。</p>	<p>○原案確認時に地域ケア個別会議への事例提供や地域包括支援センターが実施する事例検討会への参加を勧奨する。</p> <p>○ケアマネジャーへ主治医連携ツールや糖尿病、血圧、お薬手帳の案内や活用を促す。</p>
	<p>○情報収集が不十分で虐待や支援困難事例として把握し事例を共有する際に対応に苦慮することがある。</p>	<p>○主任ケアマネジャーの連携を構築するための体制の基盤をつくる。</p>	<p>○ケアマネジャーと主治医の連携を支援する。</p> <p>○地域ケア個別会議における書類の活用方法や会議の意義について周知する。</p>

IVb 地域ケア個別会議

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
○個別会議の構成・運営 ○個別会議の活用	○地域のケアマネジャーのニーズや課題に基づき事例検討を行うことができ、関係者で情報の共有を行い、ケアプランに活かすことができた。	○地域ケア個別会議を活用し、個別課題解決、地域課題発見にむけて検討する。	○原案確認の場を通じて地域のケアマネジャーのニーズや課題を吸い上げ、地域ケア個別会議で解決策を検討し、検討した内容から地域課題を整理する。 ○多職種の参加を依頼し、自立支援、重度化防止の観点から検討を行う。
	○地域ケア個別会議が居宅のケアマネジャーに活用されていない。	○地域ケア個別会議をケアマネジャーが活用しやすいよう配慮する。 ○相談があった事例について地域ケア個別会議への提出を検討する。	○地域ケア個別会議に必要な書類をケアマネジャーが作成しやすいよう配慮する。 ○地域ケア個別会議へ気軽に事例提供できる雰囲気を作る。

V 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
介護予防ケアマネジメント	○介護予防事業（地域が主体となって行う体操等）の社会資源の把握が不足している。	○市民センター等で実施されている事業の具体的な情報の把握。 ○地域支援コーディネーターとの連携強化。	○社会資源情報を集約する。 ○地域支援コーディネーターとの定期的な連携。
	○生活習慣病のコントロールが不良により自立が妨げられている事例がある。	○生活習慣病予防、重症化予防の視点を取り入れてアセスメントしケアマネジメントを実施する。	○生活習慣病予防の媒体を活用し、動機付けを行う。 ○原案確認の場を活用して介護支援専門員に生活習慣病予防の視点のアセスメントについてアドバイスを行う。

統括支援センターの自己点検と運営方針

2-1 令和元年度の自己点検

<自己点検とは>

各センター職員が業務運営方針を作成するため、自らの業務を3段階（できている、ほぼできている、不十分）で自己点検したもの。

<パーセンテージでの表記について>

複数ある点検項目の結果を理解しやすいよう、全ての点検項目で「できている」場合を100%として点検結果をパーセンテージで表した。

<パーセンテージの比較>

職員自らの判断で点検したものであり、また、センター別に地域特性等に違いがあるため、センターを越えて比較することは適さず、センターごとの比較に適すもの。

パーセンテージの目安

100 %：全ての点検項目はできている

83.3 %：2つの点検項目のうち、1つはできている、1つがほぼできている

66.7 %：1つの点検項目が、ほぼできている。

※網掛け：100%未満のもの

(%)

区	項目数	自己点検項目							
		(1) 地域包括支援センターの業務支援				(2) 地域とのネットワーク構築支援			
		支へ困 援の難 適な 切事 な例	援る苦 適情 切に な対 支す	対急時 応相間 支談外 援への の緊	項業 の務 解懸 決案 事	検重ズ現 討点の状 課把・ 題握二 のと	の関 情係 報機 共関 有と	のケ 情ア 報マ 共有 と	議包 の括 活ケ 用ア 会
門司	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0
小倉北	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小倉南	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
若松	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八幡東	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八幡西	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0
戸畑	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0	100.0	100.0
	R元	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0	100.0	100.0

2-2 統括支援センターの運営方針

(1) 地域包括支援センターの業務支援

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
困難な事例への適切な支援	○処遇困難事例が増加し、権利擁護、高齢者虐待対応等相談内容が複雑化している。(家族関係・ひきこもり・精神疾患など)	○権利擁護・高齢者虐待対応の早期発見・早期対応を目指し、予防への取り組みを強化する。 ○地域包括支援センター職員のアセスメント能力、対応能力の向上をはかる。	○市長申し立て以外の各地域包括支援センターの申し立て支援事例を社会福祉士連絡会で共有する。 ○事例を通じて地域包括支援センター職員(行政職員)として必要な視点や支援について共有する。 ○虐待予備軍の情報も共有しておく。
業務における懸案事項解決	○ケアマネジメント業務に個人差があり、業務内容の整理が十分でなく、負担感が增大している。	○ケアマネジメント業務内容を整理し、業務改善を行い、ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みを行う。	○ケアマネジャーは月内のケアマネジメント業務の流れの見直しを行う。 ○会議などで業務改善に向けた話し合いを行う。
区単位の現状・ニーズをふまえた重点課題の検討	○生活習慣病の重度化防止をはじめとする医療の視点を持ったケアプラン作成ができていない。	○介護予防・重度化防止の取り組みにより自立支援に向けたケアマネジメントができる。	○市が独自に作成したアセスメントシートを活用する。 ○各地域包括支援センターが分析したKDBデータを共有し、取り組みを検討する。

(2) 地域とのネットワークの構築支援

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
関係機関との情報共有・包括ケア会議の活用	○高齢者虐待事案等で統括支援センターと地域包括支援センターが複数対応せざるを得ない複雑多岐にわたる相談事例が増加している。	○関係機関や市民に対して高齢者虐待について普及啓発に取り組み、早期発見、早期対応、予防的支援を行うことができる。	○虐待事例のコアメンバー会議や包括ケア会議、行政サポート法律相談の活用。 ○いのちをつなぐネットワーク係や社会福祉協議会等との連携を強化し、民児協、福祉協力員の連絡調整会議、市民センター等で高齢者虐待についての講座を計画し市民に普及啓発する。
ケアマネとの情報共有	○虐待通報の大半がケアマネジャーからであるため、虐待対応において連携が必要となるが、うまくいかないことがある。(家族との信頼関係を崩したくない等の理由) ○虐待対応の流れについて関係機関への周知が不十分である。	○虐待対応において関係機関との連携を図り、迅速かつ適切な対応が出来るようにする。	○虐待の対応時に今後の対応の流れについてケアマネジャーに説明する。 ○コアメンバー会議のみでなく、関係者を集めての対応協議を適切な時期に行い方針を共有し役割分担をする。

【参考】

H30年度第3回地域包括支援に関する会議 配布資料

統括支援センター・地域包括支援センター運営方針及び自己点検の変更について

平成29年介護保険法改正（平成30年4月等施行）において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者等の取組が全国で実施されるよう制度化し、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標及び地域包括支援センターの機能強化に関する評価指標が示された。

そのため、「統括支援センター及び地域包括支援センター自己点検」に評価指標の項目を追加し、統括支援センター及び地域包括支援センターが取り組むべき課題を明確にし、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進する。平成30年度の自己点検、平成31年度運営方針作成成分より使用する。

【統括支援センター・地域包括支援センター自己点検】 <変更部分抜粋、下線部分は追加>

1 統括支援センター自己点検

評価領域	評価分類
1 地域包括支援センターの業務支援	(5) <u>区単位の現状・ニーズを把握し、地域包括支援センターが取り組む重点課題を検討しているか。</u>

2 地域包括支援センター自己点検

評価領域	評価分類
I 地域包括支援センター運営体制	1 地域包括支援センターの体制に関すること <u>(1) 担当圏域の現状やニーズを把握し、それに応じた取り組みを行っている。</u>
	4 個人情報の保護 <u>(1) 個人情報の取扱いやプライバシーの確保には十分配慮している。</u>
II 総合相談支援業務	2 専門的・継続的相談支援 (3) 相談支援の終結を含め継続支援のためのモニタリングを実施している。 <u>(4) 複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進している。</u> <u>(5) 認知症高齢者を支援するための取り組みを行っている。</u> 3 地域におけるネットワークの構築 (1) 地域の社会資源や情報を把握し、地域に提供している。 (2) 利用者に必要な地域のネットワークを構築している。
III 高齢者虐待・権利擁護対応	1 高齢者虐待・権利擁護への対応 (1) 通報・相談を受け、緊急性の判断を行えている。
IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務	1 個々の高齢者を継続的に支援していくための支援体制の構築業務 <u>(1) 主治医との連携、在宅と施設の連携などのケアマネジメントの体制を整備している。</u> 2 介護支援専門員に対する個別支援 (1) ケアマネジャーへの個別相談に対応している。
IVb 地域ケア個別会議	1 地域ケア個別会議の構成・運営 (1) <u>地域福祉推進課が示した地域ケア個別会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等の計画に沿った実施ができる。</u>
	2 地域ケア個別会議の活用 (1) <u>個別事例及び地域課題解決のため、会議を効果的に行っている。</u>

【統括支援センター・地域包括支援センター運営方針】

「目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価」の項目を追加する。

